

議案第 33 号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

建築基準法等の一部改正及び低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る金額の区分の見直しに伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2中47の項を48の項とし、16の項から46の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の15の項中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表の16の項とし、同表中11の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の1項を加える。

11	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
----	---	---------

別表第7の1の項(1)イを次のように改める。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
23,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
52,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 94,000円

別表第7の1の項(1)ウ中「住宅用途」を「非住宅用途」に、「（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物」を「の非住宅部分」に改め、同項(1)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同項(1)ウ(イ)から(ウ)までの規定中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(1)ウ(エ)中「を越える」を「以上の」に改め、同項(2)を次のように改める。

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成

28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第9において「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
135,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
230,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上のもの 330,000円

別表第7の1の項金額の欄に次のように加える。

(3) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
66,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
121,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 183,000円

(4) (1)以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
334,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
432,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
616,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
759,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
898,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円

(5) (1)以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

130,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

171,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

277,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

362,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

435,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 510,000円

別表第9の1の項(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同表3の項(2)中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円

別表第9の5の項(2)中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 91,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。